

最高裁秘書第5339号

平成31年1月9日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年12月11日付け（同月13日受付，最高裁秘書第5241号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
二回試験に3回落ちた人の数が，司法修習生の修習期ごとに分かる文書（平成30年12月以降の最新版）
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）